

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県

2 構造改革特別区域の名称

あいち I T 人材育成特区

3 構造改革特別区域計画の範囲

愛知県の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 愛知県の特性

愛知県地域は、輸送機器、工作機械、航空宇宙産業などのハイテク産業や、繊維、陶磁器などの伝統産業、さらには大都市名古屋を中心としたサービス産業など、幅広い産業集積があり、とりわけ、モノづくりの分野では、製造品出荷額等は平成16年まで28年連続全国一位となるなど、我が国経済を力強く牽引してきた地域である。

こうした背景には、当地域が、東名・名神高速道路など東西高速交通軸の中心に位置し、名古屋港・三河港といった我が国を代表する港湾を有するなど広域的な交通・物流条件が極めて至便なこと、木曾三川など豊富な水資源を有することなど地理的・自然的な条件に恵まれていることに加え、古くは三英傑、その後も、我が国の発展を支えた多くの人材を輩出してきた、いわば“人”を大切に育む地域風土がある。

(2) 愛知の産業を支える人材

近年の社会経済のグローバル化や情報化といった状況変化の中で、当地域は、モノづくりの強みを十分に生かしながら、既存産業の高度化とともに新たな産業分野の振興を重点的に進め、21世紀の我が国の産業発展を力強く支えていくことが必要である。

なかでも、情報通信産業は、新たな産業分野として成長が見込まれることのみならず、製造業や流通業、サービス産業などあらゆる産業分野に密接に関わり、その製品や活動の付加価値を高めていくものである。

しかし、情報通信関連産業の指標である「特定サービス産業実態調査(平成16年)」の情報サービス産業(ソフトウェア、情報処理、情報提供など)の指標をみると、事業所数、従業員数は、東京、大阪、神奈川に次いで多いものの、従業員一人当たりの売上高を見ると全国平均を割り込んでいる。これは、東京の売り上げが全国平均を押し上げていることを示しており、仕事の間、人材ともに東京に一極集中していることがわかる。その一方で、事業所数、従業員数は少ないものの、一人当たりで高い売り上げを上げている京都の例もあるように、高い生産性を上げている地域もあり、知識集

約産業といわれる情報通信産業の振興を図っていく上では、そのコアとなる情報通信関連技術の研究開発機能の強化とともに、情報通信産業を担う人材の育成・集積が喫緊の課題となっている。

本県においても、17年1月に策定した「愛知県産業創造計画」において、IT関連産業を「成長性の高い戦略的重点分野」の中でも、あらゆる産業分野の基礎となる重要な「基盤技術分野」として位置づけ、強力に推進しているところである。

	事業所数	就業者数（人）	年間売上/就業者
東京都	2,141	280,326	3,160万円
神奈川県	432	58,755	2,601万円
大阪府	617	45,979	2,013万円
京都府	85	4,883	4,645万円
愛知県	403	23,481	2,181万円
全国	7,110	569,542	2,551万円

（平成16年特定サービス産業実態調査報告書）

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 高度情報社会への対応

高度情報化が急速に進む中で、市民、企業など社会経済活動のあらゆる面で大きな変革をもたらしており、情報技術を効果的に活用できる能力を高めることが、極めて重要となっている。とりわけ、産業分野では、生産現場の効率化のツールとして情報システムを利用する、あるいは、情報デバイスやソフトウェアの融合により製品の高付加価値化が図られるなど、情報通信技術は、産業の競争力を高めていく上で不可欠な基盤技術となっている。

活力ある産業経済活動を展開できる地域を目指していくためには、情報通信技術の効果的な利活用と新たな情報通信技術の創造という両面について、地域づくりや産業振興策の中で明確に位置づけて、地域として積極的に取り組んでいく必要がある。

(2) 情報化を支える人材育成・確保

こうした情報技術を支える人材の育成・確保という面では、この地域には、情報通信関係の人材を育成する大学等の高等教育機関や専門学校等の高い集積がある。とりわけ大学では、産業界からの要請を受けて実践的教育を専門科目に取り入れたり、専門職大学院の設置を行ったりする動きが一部に見られるなど、積極的に取り組んでいる。また、すべての高等学校において、教科「情報」を履修し、さらに専門高校の商業科、工業科などに情報関連の学科を設けるなど、積極的に人材育成を進めている。しかし、先に見たように、情報サービス産業を支える人材の実態を見ると、東京に一

極集中しているのが現状である。

幅広い産業集積を有する本県においては、高度な情報技術を駆使する人材から基本的な情報技術を活用できる人材まで、層の厚い人材の集積・確保を進めていくことが重要である。

(3) 人材の裾野を広げる I T 人材育成特区

「初級システムアドミニストレータ」及び「基本情報技術者」は、基本的な情報技術を活用できるスキル習得を証明するものであり、本特区により両試験の簡素化を図ることは、県内においても大学、高校、専門学校等のニーズが極めて強く、また、情報技術者の裾野を広げ人材の層を厚くしていくという意味で、当地域の産業活力を高めていく上で、極めて有効な手段の一つである。

本特区による規制緩和の適用を図り、基本的な情報技術を身につけた人材の育成を進めるとともに、産学行政が一体となって、さらに高度な技術者の育成確保や、各分野にわたる産業振興策などを総合的に展開することにより、愛知の産業活力をより一層力強いものにしていくことができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

以上の点を踏まえながら、本特区計画においては、愛知の産業をさらに活力あるものとしていくために、その基礎となる I T 人材が“いきいきと育ち、根付き、活躍する”地域づくりを目標に掲げ、行政はもとより、大学、専門学校、職業能力開発施設、高校、産業界などが一体となって取り組んでいく。

(1) 受験者及び合格者の拡大

大都市名古屋を擁する当地域においては、大学、専門学校等 I T 人材を育成する機関の一定の集積はあるが、モノづくりを中心とした幅広い産業集積を有する当地域において、I T 人材の層を拡大していくことは極めて重要である。本特区の適用を受けることにより、基本的な情報技術の習得の場として、当地域が比較優位性を発揮して、情報技術を学ぶ意欲のある人材を集めるとともに、将来的には、さらに高度な知識を身につけるための教育カリキュラムが充実した地域を目指しながら、I T 人材が相互に切磋琢磨し、より高度な知識を身につけ、当地域の産業発展に大きく寄与することを期待する。

そうした観点から、当面は、基本的な技術習得の証である初級システムアドミニストレータ試験、基本情報技術者試験の受験者及び合格者の拡大を目指していく。

(2) I T 人材が働く場の充実

(1)の合格者の増により人材の層の拡大を図るとともに、I T 人材の活躍できる多様な場を確保していくことも必要である。

本県の「産業創造計画」においても、将来の成長産業を支える基盤技術分野として重点的に推進していくべき産業分野として I T 関連産業を位置付け、必要な施策を総合的・重点的に進めていくとしており、I T を活用した

モノづくり産業の高度化、IT関連産業の誘致はもちろん、ITベンチャーの育成、中小企業の情報化など総合的な施策展開により、IT人材がいきいきと活躍でき、“愛知発”の情報技術、情報産業が創造・発信できる地域づくりをめざしていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本県が最終的に目標とする高度なIT人材を育成に向けて、その第一ステップとして、本計画の実施により、IT人材の裾野を広げていく。

そして当地域が、他地域と比較してIT人材育成環境の面で優位性を発揮することにより、県内外から情報技術を学ぶ意欲のある人が集まることが期待される。

そして、将来的には、情報技術を専門に研究する大学などとも連携しながら、より高度な技術に関わる研究開発が進められ、技術者同士が相互に切磋琢磨し、より高度な技術へと発展させることなどにより、当地域の産業構造の高度化に大きく寄与することが期待される。

8 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 「愛知県産業創造計画」の策定及び推進

- ・平成17年1月に策定
- ・「競争力のある次世代産業の創造」、「地域を支える産業の新展開」を目標に掲げ、ITを戦略的重点分野の一つに位置付け、産業発展の原動力として先進的な研究開発を推進

(2) 情報通信関連企業の誘致

- ・Webサイト「あいちの産業立地」の開設
平成13年度から企業等への情報提供を目的に工場用地や企業立地に関わる各種優遇策を紹介
- ・「産業立地促進税制」の実施
平成14年度から不動産取得税を軽減(大企業1/2、中小企業1/4)
この制度の適用により17年10月末現在111企業(団体)が立地
- ・「高度先端産業立地促進補助金制度」の拡充
15年度からIT関連、ナノテク関連など高度先端産業の立地について補助額の拡大など

- ・ 外国企業誘致フォローアップセールスの実施
- (3) 情報系ベンチャー企業の育成・新ビジネス展開の促進
 - ・ 平成 15 年 1 月に「あいちベンチャーハウス」を開設
元県税事務所の施設を改修、創業後 5 年未満の I T ベンチャー企業や個人事業者を対象に、高速・大容量の情報通信環境の整った事業スペースを賃料無料で提供
 - ・ インキュベータマネージャーを中心に多様なソフト支援を展開
- (4) 産学行政連携による I T 産業の振興
 - ・ 県立大学情報科学部と県産業技術研究所の技術交流
 - ・ (株)名古屋ソフトウェアセンター(第三セクター)を中心とした高度な I T 人材の育成
- (5) 既存産業と関連した I T 分野の振興
 - ・ I T S 関連産業の振興
愛知の強みである自動車産業と情報通信技術が融合した I T S 関連産業を産学行政が一体となって重点的に振興
「I T S 世界会議愛知・名古屋 2004」や愛知万博で展開された実証実験等の成果を踏まえつつ、県内各地域で I T S を積極的に導入
 - ・ 農業分野への I T の導入
豊橋地区で進められている栽培環境の計測制御システムなどの研究開発や、食の安全確保のためのトレーサビリティシステム確立の取組への支援
- (6) 中小企業の情報化の促進
 - ・ (財)愛知県中小企業振興公社中小企業支援センターの相談事業
 - ・ 同公社産業情報センターの各種研修・情報提供
 - ・ 愛知県産業技術研究所の「I T ものづくり研修」
 - ・ 企業活性化資金 (I T 促進)
中小企業者の情報機器導入に対する融資
- (7) 学校教育における情報教育の推進
 - ・ 教科・科目における情報教育
普通教育に関する教科「情報」の科目履修
各専門学科(工業：情報技術科・情報科、商業：情報処理科・情報科・情報ビジネス科)での情報関連科目の履修
 - ・ 普通科情報活用コースにおける情報教育
 - ・ 県立高等学校における情報化計画の推進
コンピュータ等の整備、情報通信ネットワークの高速化、校内 L A N の整備
 - ・ 県立高等学校における「産業フロンティア人材養成推進事業」

別紙 1 - 1

1 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3、1 1 4 5) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午
前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

①ハロー！パソコン教室 豊川サティ校 (有限会社エルフ)

所在地：愛知県豊川市開運通 2-31 豊川サティ店 2F

②ハロー！パソコン教室ザ・モール安城校 (有限会社エルフ)

所在地：愛知県安城市大東町 9-31 ザ・モール安城店 2F

③ハロー！パソコン教室 平針駅前校 (有限会社アイ・エス・イー)

所在地：愛知県名古屋市天白区平針 2-1805 ユニール第五平針

④株式会社日立システムアンドサービス名古屋ルーセントタワー会場
(株式会社日立システムアンドサービス中部支社)

所在地：愛知県名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

(2) 修了認定に係る試験の提供者

日本C I W普及育成協議会 (J A C C)

所在地：東京都中央区京橋 1 - 1 1 - 8 西銀ビル 5 階

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

ア ハロー！パソコン教室各校・・・上記 2 ①～2 ③

「初級システムアドミニストレータ試験講座」(C I W併用コース)

別添資料 1 - 1 - 1 のとおり

イ 株式会社日立システムアンドサービス名古屋ルーセントタワー会場・・・上記 2 ④

a : 「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」(C I W併用コース) 新入社員用

別添資料 1 - 1 - 2 のとおり

b : 「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」(C I W併用コース) 実務経験者用

別添資料 1 - 1 - 3 のとおり

※ いずれも講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

- ア 民間資格を取得するための試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。
- イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本C I W普及育成協議会（J A C C）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。なお、（3）イの場合、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の定める合格基準を満たした者について修了を認定するものとする。

（3）修了認定に係る試験の実施方法

- ア 修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。
- イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。
- ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。
- エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

（4）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：C I Wアソシエイト

試験科目：C I Wファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール

	出題分野		試験項目
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディングⅠ
		2	HTML コーディングⅡ
		3	HTML コーディングⅢ
		4	HTML コーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。

別紙 1 - 2

1 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3、 1 1 4 5) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人名古屋学園 名古屋情報専門学校
所在地：愛知県名古屋市緑区鳴海町米塚 4 - 7

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級シスアド対策講座」(名古屋情報専門学校)

別添資料 1 - 2 - 1 のとおり

※ 当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「シスアド技術者能力認定試験 (2 級) 」(サーティファイ)を受験し、合格した者であって、当該講座に 3 分の 2 の以上出席した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

イ 有資格者に対し、当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験については、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

イ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に 2 回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行う。ただし、適用を受けた者が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：シスアド技術者能力認定試験

試験科目：シスアド技術者能力認定試験（2級）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	情報の基礎理論	1	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
(B)	データ構造とアルゴリズム	1	流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
(C)	ハードウェア	1	半導体と集積回路
		2	プロセッサ、動作原理
		3	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
		4	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
		5	コンピュータの種類と特徴
(D)	基本ソフトウェア	1	OS の種類と構成
		2	ファイル管理、障害管理
		3	ヒューマンインタフェース、日本語処理
		4	ミドルウェア
(E)	システム構成と方式	1	システム構成方式、処理形態
		2	システム性能、信頼性
		3	応用システム
(F)	システム開発と運用	1	プログラム言語、言語処理系
		2	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
		3	開発手法、設計手法、テスト手法
		4	システムの環境整備、運用管理
(G)	ネットワーク技術	1	プロトコルと伝送制御
		2	符号化と伝送技術
		3	LAN とインターネット
		4	電気通信サービス
		5	ネットワーク性能
		6	伝送媒体、通信装置
(H)	データベース技術	1	データベースモデル
		2	データの分析・正規化
		3	データ操作
		4	データベース言語、SQL の利用
		5	DBMS の機能と特徴

		6	データベース制御機能(排他制御、リカバリ)
		7	分散データベース
(I)	セキュリティ	1	セキュリティ対策
		2	プライバシー保護
		3	ガイドライン
(J)	標準化	1	データの標準化
		2	標準化組織
(K)	情報化と経営	1	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)
		2	情報化戦略(業務改善など)
		3	財務会計(会計基準、財務諸表など)
		4	管理会計(損益分岐点、原価管理など)
		5	IE分析手法、管理図
		6	確率と統計
		7	情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)
		8	関連法規(情報通信、知的財産権)
(L)	表現能力	1	発表技術
		2	文章の書き方
		3	マルチメディアの利用

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。

別紙 2-1

1 特定事業の名称

1132 (1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する
講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

- ① ハロー！パソコン教室 豊川サティ校 (有限会社エルフ)
所在地：愛知県豊川市開運通 2-31 豊川サティ店 2F
- ② ハロー！パソコン教室ザ・モール安城校 (有限会社エルフ)
所在地：愛知県安城市大東町 9-31 ザ・モール安城店 2F
- ③ ハロー！パソコン教室 平針駅前校 (有限会社アイ・エス・イー)
所在地：愛知県名古屋市天白区平針 2-1805 ユニール第五平針
- ④ 株式会社日立システムアンドサービス名古屋ルーセントタワー会場
(株式会社日立システムアンドサービス中部支社)
所在地：愛知県名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

(2) 修了認定に係る試験の提供者

日本C I W普及育成協議会 (J A C C)
所在地：東京都中央区京橋 1-11-8 西銀ビル 5階

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

- ア ハロー！パソコン教室各校・・・上記 2①～2③
「基本情報技術者試験講座」(C I W併用コース)
別添資料 2-1-1 のとおり
- イ 株式会社日立システムアンドサービス名古屋ルーセントタワー会場・・・上記 2④
a : 「基本情報技術者試験対策講座」(C I W併用コース) 新入社員用
別添資料 2-1-2 のとおり
b : 「基本情報技術者試験対策講座」(C I W併用コース) 実務経験者用
別添資料 2-1-3 のとおり

※ いずれも講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

- ア 民間資格を取得するための試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。
- イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本C I W普及育成協議会（J A C C）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。なお、（3）イの場合、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の定める合格基準を満たした者について修了を認定するものとする。

（3）修了認定に係る試験の実施方法

- ア 修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。
- イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。
- ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。
- エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

（4）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：C I Wアソシエイト

試験科目：C I Wファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール

	出題分野		試験項目
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネントⅠ
		2	サービス・コンポーネントⅡ
		3	サービス・コンポーネントⅢ
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディングⅠ
		2	HTML コーディングⅡ
		3	HTML コーディングⅢ
		4	HTML コーディングⅣ
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジーⅠ
		3	拡張言語テクノロジーⅡ

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。

別紙 2-2

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4、1 1 4 6) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

① 学校法人電波学園 名古屋工学院専門学校

所在地：愛知県名古屋市熱田区神宮 4-7-21

② 学校法人名古屋学園 名古屋情報専門学校

所在地：愛知県名古屋市緑区鳴海町米塚 4-7

③ 学校法人利幸学園 中部コンピュータ・パティシエ・保育専門学校

所在地：愛知県豊橋市花園町 7 5 番地

④ 学校法人立志舎中央 東京 IT 会計専門学校名古屋校

所在地：愛知県名古屋市中村区椿町 1 4-8

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ

所在地：東京都中央区京橋 3-3-14 京橋 AK ビル

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

ア 学校法人電波学園 名古屋工学院専門学校・・・上記 2 ①

「基本情報技術者特別講座」

別添資料 2-2-1 のとおり

イ 学校法人名古屋学園 名古屋情報専門学校・・・上記 2 ②

「基本情報技術者対策講座」

別添資料 2-2-2 のとおり

ウ 学校法人利幸学園 中部コンピュータ・パティシエ・保育専門学校・・・上記 2 ③

「基本情報技術者養成講座」

別添資料 2-2-3 のとおり

エ 学校法人立志舎中央 東京 IT 会計専門学校名古屋校・・・上記 2 ④

「基本情報技術者特別講座」

別添資料 2-2-4 のとおり

※ いずれも講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

（2）修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験（2級）」（サーティファイ）を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座に5分の4以上出席した者に対し、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

また、学校法人電波学園名古屋工学院専門学校において平成17年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験2級」（サーティファイ）試験を受験し、これに合格した者であって、平成18年11月から実施されている講座を履修しているものにあつては、上記（1）の講座の履修項目と重なっている項目のうち、履修済の項目については履修したものとみなし、未履修項目を当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

イ 有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

（3）修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

イ 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、株式会社サーティファイが行うものとする。ただし、株式会社サーティファイが認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。

（4）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験2級

試験科目：情報処理技術者能力認定試験2級第1部

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	基礎理論	1	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など

		2	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
		3	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
		4	伝送理論（伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など）
(B)	アルゴリズムとプログラミング	1	データ構造（スタックとキュー、2分木、リストなど）
		2	流れ図の理解、アルゴリズム（整列、探索、併合など）
		3	プログラム構造、データ型など
		4	プログラム言語（種類と特徴など）
(C)	コンピュータ構成要素	1	コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど
		2	主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど
		3	補助記憶装置や媒体（種類と特徴、性能計算など）
		4	入出力インタフェース（種類と特徴など）
		5	入出力装置（種類と特徴、性能計算など）
(D)	システム構成要素	1	システムの利用形態、システム構成など
		2	クライアントサーバシステム、RAID など
		3	システムの性能、信頼性、経済性など
(E)	ソフトウェア	1	オペレーティングシステム（タスク管理、記憶管理など）
		2	ミドルウェア（API、ライブラリ、シェルなど）
		3	ファイルシステム（ディレクトリ、ファイル編成など）
		4	言語処理ツール（コンパイラ、リンカ、ローダなど）
		5	CASE、エミュレータ、シミュレータなど
(F)	ハードウェア	1	基本論理回路、組合せ回路など
(G)	ヒューマンインタフェース	1	GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など
(H)	マルチメディア	1	オーサリングツール、JPEG、MPEG など
(I)	データベース	1	データベースのモデル、DBMS など
		2	データ分析、データベースの設計、データの正規化など
		3	データ操作、SQL など
		4	排他制御、障害回復、トランザクション管理など
		5	データウェアハウス、データマイニングなど
(J)	ネットワーク	1	インターネット（各種プロトコル、IP アドレスなど）
		2	LAN と WAN（トポロジ、回線、DSU、モデムなど）
		3	LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など
		4	OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など
		5	ADSL、FTTH、CATV 回線、イントラネットなど
(K)	セキュリティ	1	暗号技術、認証技術、利用者確認など
		2	ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など
		3	不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など

(L)	システム開発技術	1	業務分析と要件定義 (DFD、E-R 図、UML など)
		2	モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など
		3	構造化プログラミング、コーディングなど
		4	テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど
(M)	ソフトウェア開発管理技術	1	ソフトウェア開発手法 (スパイラルモデルなど)
		2	SLCP、リバースエンジニアリングなど
(N)	プロジェクトマネジメント	1	コスト見積り (ファンクションポイント法など)
		2	日程計画 (アローダイアグラムなど)
		3	進捗管理、品質管理、コスト管理など
(O)	サービスマネジメント	1	ITIL (サービスサポート、サービスデリバリーなど)
		2	コンピュータの運用・管理、システム移行など
(P)	システム戦略	1	業務プロセス (業務改善、BPR、SFA など)
(Q)	経営戦略マネジメント	1	経営戦略手法 (コアコンピタンス、PPM など)
		2	マーケティング理論、マーケティング手法など
		3	経営管理システム (CRM、SCM、ERP など)
(R)	ビジネスインダストリ	1	ビジネスシステム (POS システム、EOS など)
		2	エンジニアリングシステム (CAD、CAM、MRP など)
		3	e-ビジネス (EC、EDI、RFID など)
(S)	企業活動	1	経営組織 (事業部制組織、CIO など)
		2	ヒューマンリソース (OJT、CDP、MBO など)
		3	経営管理と問題発見技法 (PDCA、KJ 法など)
		4	OR・IE (線形計画法、品質管理、在庫問題など)
		5	会計・財務 (財務会計、管理会計、リースなど)
(T)	法務	1	知的財産権 (著作権、産業財産権など)
		2	ガイドライン (ソフトウェア管理ガイドラインなど)
		3	標準化団体 (JIS、ISO、IEEE など)
		4	各種コード (文字コード、QR コード、ISBN コードなど)
		5	補助単位 (T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ)

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。

別紙 2 - 3

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4、1 1 4 6) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する
講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

愛知工業大学情報電子専門学校

所在地：愛知県豊田市陣中町 1 - 2 1 - 1

(2) 修了認定に係る試験の提供者

財団法人専修学校教育振興会

所在地：東京都千代田区九段北 4 - 2 - 2 5 私学会館別館

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「情報実践対策講座」(J 検併用コース)(愛知工業大学情報電子専門学校)

別添資料 2 - 3 - 1 のとおり

※ 講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報検定 (J 検) (旧称：情報処理活用能力検定) 情報システム試験基本スキル」を受験し、合格した者であって、当該講座に 3 分の 2 以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、財団法人専修学校教育振興会の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。なお、(3) イの場合、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満たした者について修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、財団法人専修学校教育振興会が作成し、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) が提供する問題を使

用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、財団法人専修学校教育振興会が行うものとする。ただし、財団法人専修学校教育振興会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報システム試験

試験科目：基本スキル

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	コンピュータ科学基礎	1	数値表現とデータ表現の種類
		2	数値とデータの表現方法
		3	演算と精度
		4	文字の表現
		5	その他のデータ表現
		6	情報と論理
		7	基本データ構造
(B)	コンピュータシステム	1	プロセッサアーキテクチャ
		2	メモリアーキテクチャ
		3	バスアーキテクチャ
		4	補助記憶
		5	入出力アーキテクチャ
		6	オペレーティングシステム
		7	ファイル管理

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものである。